

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	源泉徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和6年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	源泉徴収に関する事務	
②事務の概要	所得税法に基づき、報酬等の所得を支払う者が、その所得を支払う際に、所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する事務である。また、復興特別所得税においても併せて徴収及び納付している。 本事務では、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・所得税法による報酬等に係る源泉徴収票及び支払調書の作成等に関する事務	
③システムの名称	財務会計システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
財務会計システム 個人情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第4項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	会計課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	越谷市総務部総務課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9136	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	越谷市会計課 住所:〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話:048-963-9252	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月5日	所属長	清水 秀樹	山口 正行	事後	人事異動に伴う変更
平成30年6月5日	対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月5日	取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	山口 正行	課長	事後	様式の見直しによる記載事項 の変更
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の見直しによる記載事項 の追加
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年1月14日 時点	事後	特定個人情報保護評価書(基 礎項目評価書)の再実施
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年1月14日 時点	事後	特定個人情報保護評価書(基 礎項目評価書)の再実施
令和2年3月18日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分 か [十分である] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分 か [十分である]	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分 か [] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分 か []	事後	特定個人情報保護評価書(基 礎項目評価書)の再実施
令和2年3月18日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	[]自己点検 []外部監査	[○]自己点検 [○]外部監査	事後	特定個人情報保護評価書(基 礎項目評価書)の再実施
令和3年11月29日	部署	出納課	会計課	事後	特定個人情報保護評価書(基 礎項目評価書)の見直し
令和3年11月29日	連絡先	越谷市出納課	越谷市会計課	事後	特定個人情報保護評価書(基 礎項目評価書)の見直し
令和3年11月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年1月14日 時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書(基 礎項目評価書)の見直し
令和3年11月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年1月14日 時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書(基 礎項目評価書)の見直し
令和4年9月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書(基 礎項目評価書)の見直し
令和4年9月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書(基 礎項目評価書)の見直し
令和4年9月30日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 委託	[○]委託しない	[]委託しない 十分である	事後	見直しによる記載事項の修正
令和6年9月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価書(基 礎項目評価書)の見直し
令和6年9月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価書(基 礎項目評価書)の見直し
令和6年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第3項 別表第一の38の項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第4項	事後	見直しによる記載事項の修正